

令和6年度中芸地域の観光実態把握調査・分析業務委託企画提案募集要項

1. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度中芸地域の観光実態把握調査・分析業務

(2) 業務目的、業務内容、契約期間

別紙1「企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により安田町における一般競争入札等の参加を制限されていない者であること。
- (3) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 安田町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当しない者であること。

3. 企画提案募集・選定スケジュール

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①募集開始 | 令和6年10月10日（木） |
| ②参加申込書提出期限 | 令和6年10月18日（金）午後5時 |
| ③質疑書提出期限 | 令和6年10月22日（火）午後5時 |
| ④応募期限 | 令和6年10月30日（水）午後5時 |
| ⑤審査結果通知・契約締結 | 11月初旬 |

4. 参加申込

本企画提案募集に参加を希望する者は、以下の（1）～（4）により参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限： 令和6年10月18日（金）午後5時
- (2) 提出先： 10. に記載の部署
- (3) 提出方法： 持参、郵便又は電子メール
- (4) 提出様式： 様式は自由とするが、提出者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

5. 質疑・回答

本企画提案募集に関して質疑がある場合は、以下の（１）～（４）により質疑書を提出すること。

- （１）提出期限： 令和６年１０月２２日（火）午後５時
- （２）提出先： 10. に記載の部署
- （３）提出方法： 持参、郵便又は電子メール
- （４）提出様式： 様式は自由とするが、提出者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- （５）回答方法： 質問者へ直接回答するとともに、他の参加申込者にも質問及び回答を都度連絡する。

6. 応募

本企画提案募集に応募する場合は、以下の（１）～（６）により応募書類を提出すること。

- （１）提出期限： 令和６年１０月３０日（水）午後５時
- （２）提出場所： 10. に記載の部署
- （３）提出方法： 持参（平日の午前９時～午後５時）又は郵送（書留郵便に限る。）
- （４）提出書類

以下の①～④の書類の正本１部、副本６部を提出する。提出できる企画提案書又は見積書は、それぞれ一種類とする。

- ① 参加申込書（A4判）
- ② 企画提案書（A4判 20 ページ以内）
- ③ 見積書（A4判）
- ④ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明（発行日から３箇月以内のもの。写し可。）

- （５）企画提案書の記載事項

企画提案仕様書「4. 業務内容」に記載の業務に関し、下記内容を記載する。

- ① 会社概要
- ② 企画提案
- ③ 実施体制（担当者の業務実績を含む。）
- ④ 実施スケジュール

- （６）応募書類の取扱い

- ① 提出された応募書類は、本企画提案募集手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ② 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 提出された応募書類の著作権は、提出者に帰属する。

7. 審査及び選定

(1) 審査方法

審査委員が、別紙2「審査基準」に基づき、企画提案書及び見積書を審査・採点する。

(2) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(1)による各審査委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。
- ③ ①、②にかかわらず、各審査委員の採点の平均点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

8. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、すべての参加者に選定又は非選定の結果を文書で通知する。

9. 契約

- (1) 受託候補者と中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10. 担当部署及び問い合わせ先

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地
中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
電話：0887-30-1865 FAX：0887-30-186
メールアドレス：yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp